

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

事業年度		法人名		
外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	8
本たる所 又は所在 は務主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9
	所在地	3	控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10
事業年度		4	調整適用対象金額 (8)+(9)+(10)	11
外国法人税	税種目	5	課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	12
	外国法人税額	6	(12) (11)	13
	増額又は減額前の事業年度の(6)の金額	7	(6)×(13)	14
外国関係会社 の適用対象金額 の計算	適用対象金額 (55)	15		
	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16		
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17		
	調整適用対象金額 (15)+(16)+(17)	18		
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)	19		
	部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	20		
	(20) ≤ (18)の場合 (20) (18)	21	%	
	(20) > (18)の場合 (20) (19)	22	%	
	(6) × ((21)又は(22))	23		
	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)	28		
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算				
(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額	33			
異動した 法人税額 が	増額又は減額前の事業年度の(33)の金額	34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)	35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)	36	(円)	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額 (33)又は(35)	37	(円)		
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算				
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39	減		48
加算	損金の額に算入した法人所得税の			
		43	繰越欠損金の当期控除額	52
小計	44	当期中に納付することとなる法人所得税の額	53	
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

別表十七(三)の五
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.97】6欄、8欄及び12欄の金額は、それぞれ4欄の事業年度の所得に係る外国法人税額、適用対象金額及び課税対象金額を記載していますか。
また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.98】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)